



所 管	建設部リニア都市計画局建築住宅課		
担 当	松下	問い合わせ	0573-26-6839
所 管	農林部林政課		
担 当	柘植	問い合わせ	0573-26-6833

報 道 機 関 各 位

恵那市補助金代理受領制度導入について

市が交付する各種補助金の一部で、補助対象事業の事業者などが補助金を直接受け取ることができる「補助金代理受領制度」を新たに導入しますので、広く周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 制度概要

補助金代理受領制度とは、利用者が事業の施工者に委任し、市から直接、施工者などに補助金を支払い、利用者の支出を自己負担分のみとする制度です。林政課の補助事業でも、この制度を導入します。

2. 経緯

現在の補助金制度は、利用者が先に費用全額を支払い、その後に補助金を受け取る仕組みで、一時的に大きな費用負担が発生することから、制度の利用が広がらない要因となっており、恵那市住宅耐震化促進検討委員会でも議論されてきました。このたび、利用者の負担軽減と制度の利用拡大を図るため、制度の導入に至りました。

3. 対象事業 (建築住宅課関係事業)

建築物耐震診断事業、恵那市耐震シェルター整備事業
木造住宅除却工事、木造住宅耐震改修工事
危険空家解体撤去支援事業、がけ地近接等危険住宅移転事業
アスベスト対策事業

(林政課関係事業)

えなの木省エネ住宅建設支援事業、里山防災林整備事業

4. 制度開始日 令和8年4月1日